

令和8年3月24日

東京都教育委員会 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文

東京都情報公開条例第34条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年1月15日付7教学高第3176号により、当審議会に対して諮問された「東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 安全管理措置に関する教育・啓発等について

本件事務については、関与する教職員数が 500 人以上であるため特に注意を要するが、現状においては各種マニュアル等が整備され、説明会の実施や個人情報に関する事故の防止に係る通知の発出により、教育・啓発が適切に行われていることが確認できた。また、監査については、定期的に実施されていることを確認した。

今後は説明会の内容を充実させるほか、上記通知において示した対策を各担当部署に徹底させるなど、一層の教育・啓発に努めること。また、定期的な監査に加え必要に応じて随時監査の実施を検討すること。

さらに、安全管理措置を確実に実施するためには、執務室における書類管理の環境が適切に整備されていることも重要である。担当部署のみならず組織全体で協力し、環境整備に努めること。

2 委託等の取扱いについて

本件事務は10万人以上の生徒等の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、これを委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素であることを踏まえた対応が必要である。

本件事務については、受託者及び再委託先（本件においては再々委託先を含む。以下「受託者等」という。）から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。

ただし、受託者等において委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の数が多く、特に「給付型奨学金事務の運用支援委託」については、従事者が直接特定個人情報を取り扱うことも踏まえると、従事者全員が委託業務に係る安全管理措置を十分に理解していることが必要である。ついては、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）としても、委託者の立場から、今後も引き続き、受託者等においてより効果的なリスク対策が行われるよう、委託契約並びに受託者等の中で締結される再委託及び再々委託のための契約（以下「委託契約等」という。）の内容について検討を継続するとともに、実地調査により現状を確認するなど、受託者等が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているかを監督し、都教委が果たすべき安全管理措置と同等の措置が受託者等においても講じられていることを確認すること。

3 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、特定個人情報を含むものに限らず紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、受託者等に厳格な運用管理を求めるとともに、職員による執務環境の現地確認等、効果的な管理手法の構築に努めること。他方、各都立学校等においても引き続き、引き渡し時の枚数確認を着実に実施するなど、厳格な運用管理に努めること。

また、前回の特定個人情報保護評価実施時は実績のなかった文書廃棄については、都度、文書廃棄処理委託を締結して実施されている。委託契約を締結するに当たっては、搬出時の確認において責任の所在を明確にするなど、仕様書の内容につき適宜見直しを行うとともに、履行開始後も受託者において評価書に記載した安全管理措置が着実に講じられていることを、立会の実施や溶解処理の完了を含む当該プロセスの確実な履行を確認できる写真の提出を求めるなどの方法により確認し、受託者によって安全管理措置の水準に差異が生じることのないよう留意すること。

4 アクセスログ等の管理について

本件システムにおいては、特定個人情報ファイルのアクセスログ及び操作ログを記録し、不審な操作の有無等を確認することができる仕様となっている。

引き続き定期的にログを確認するなど、適正な安全管理を図るとともに、リスク対策として有効な分析手法の検証に努めること。

5 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

| 年月日 | 審議経過 |
|-------------------------|--|
| 令和8年1月15日 | 諮問 |
| 令和8年1月29日、 2月5日及び16日 | 本評価書案概要説明・審議 (第105回特定個人情報保護評価部会) |
| 令和8年2月27日 | 審議(第106回特定個人情報保護評価部会) |
| 令和8年3月24日 | 「東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申 |

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、田部井 彩、西貝 吉晃